明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三六九）　二
○特定非営利活動促進法施行令の一部を改正する政令（三七〇）　二
○漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令（三七一）　三
○漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（三七二）　三

〔告　示〕

○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（**政治資金適正化委**八一）　六
○日本国に帰化を許可する件（**法務**六二二）　六
○出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（**同**六二三、六二五～六二七）　七
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件（**同**六二四）　八
○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律に基づく告示（**外務**四六二）　八
○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（**国土交通**一三九四）　九
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**同**一三九五）　一〇
○地すべり防止区域を指定する件（**同**一三九六）　一〇
○道路に関する件（**北海道開発局**二六六、二六七）　一〇

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣　人事院　総務省

本号で公布された法令のあらまし

◇特定非営利活動促進法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第三六九号）（内閣府本府）

特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二八年法律第七〇号）の施行期日を平成二九年四月一日とすることとした。

◇特定非営利活動促進法施行令の一部を改正する政令（政令第三七〇号）（内閣府本府）

1　「仮認定特定非営利活動法人」の名称を、「特例認定特定非営利活動法人」に改めることとした。（本則関係）

2　この政令は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成二八年法律第七〇号）の施行の日（平成二九年四月一日）から施行することとした。

◇漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令（政令第三七一号）（農林水産省）

漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律（平成二八年法律第三九号）の施行期日を平成二九年四月一日とすることとした。

◇漁業経営に関する補償制度の改善のための漁船損害等補償法及び漁業災害補償法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第三七二号）（農林水産省）

一　漁船損害等補償法施行令の一部改正関係

1　特定事故の原因のうち戦争及び変乱に準ずるものを、襲撃及び捕獲、拿捕又は抑留とすることとした。（第三条関係）

2　普通損害保険、満期保険及び漁船積荷保険について、基本部分の保険の目的たる漁船（漁船積荷保険にあっては漁船積荷。以下同じ。）が特定事故により全損し、若しくは委付されたとき又は特定特約部分の保険の目的たる漁船が特定事故以外の事故により全損し、若しくは委付されたときに、保険料の払戻しを請求できるものとした。（第一二条第一項、第一六条第一項及び第一七条第一項関係）

3　満期保険の保険期間を、一五年の範囲内とすることとした。（第一四条関係）